

令和7年度長野県獣医師養成確保修学資金給付事業募集要項

令和7年6月27日 制定

一般社団法人長野県畜産会
長野県農政部園芸畜産課

1 目的

獣医大学卒業後、長野県で産業動物獣医師又は家畜防疫員（以下「産業動物獣医師」という。）として従事を希望する大学生を対象に、獣医師免許の取得後に産業動物獣医師として一定期間従事すること等を条件とした修学資金を給付し、将来、長野県の獣医療体制を担う人材を養成することを目的とします。

2 修学資金給付者の募集

(1) 対象者

- ・大学の獣医学を専攻する課程に在学する5～6年生
- ・大学卒業後速やかに、長野県で産業動物獣医師として従事する意思を有していること

(2) 募集人員

1名

(3) 修学資金の給付額（いずれも上限）

- ・国公立大学に在籍している場合 月額100,000円
- ・私立大学に在籍している場合 月額180,000円

(4) 給付期間

給付に関する契約を締結した日の属する年度以内とする。ただし、獣医師国家試験の受験資格を取得する年度内までを限度として、契約を更新することができる。

なお、休学、定額又は留年した場合等、その期間は給付を休止する。

(5) 募集期間

令和7年6月24日（火）から令和7年10月31日（金）まで

(6) 応募手続き

募集期間内に、次の書類を「長野県農政部園芸畜産課防疫・衛生係」あてに、郵送又は持参により提出してください。

【提出書類】

- ア 獣医師確保修学資金給付候補者応募書（様式1号）
- イ 履歴書（写真を必ず添付：様式1号の添付資料1 - ①）
- ウ 志望動機書（様式1号の添付資料1 - ②）
- エ 在学証明書の写し
- オ 修学資金の給付を受ける学年の前学年における学業成績を証明する書類の写し

【郵送先】〒380-8570 長野県長野市南長野幅下692-2
長野県農政部園芸畜産課防疫・衛生係

【注意事項】

- ・郵送の場合は、すべての書類をひとつの封筒に入れ、封筒前面に「獣医師確保修学資金関係書類」と明記してください。
- ・郵送の場合は、募集期間末日の消印を有効とします。
- ・持参する場合は、長野県庁5階の園芸畜産課に持参してください。受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです（土日及び休日を除きます）。
- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・書類到着後、必要に応じて応募者に電話で直接聞き取りを行う場合があります。

3 修学資金給付者の選考

修学資金給付者の選考は、書類審査及び面接等により行います。面接試験の日程や方法等については、応募者に直接連絡します。

また、選考結果については応募者全員に通知します。

4 修学資金給付の制度

長野県獣医師確保修学資金給付事業は、農林水産省が実施している「食品の安全・消費者の信頼確保対策事業（獣医師要請確保修学資金給付事業）」を活用しており、「獣医師要請確保修学資金給付事業実施規程」に基づいて実施します。

5 修学資金給付決定後の手続き

- (1) 給付決定後、一般社団法人長野県畜産会長と修学資金給付に係る契約を締結していただきます。
- (2) 契約時に連帯保証人（連帯して債務を負担する者）2名が必要です。うち1名は、原則として父母、親権者又は後見人とし、もう1人は申請者と家計を別にする方（申請者とは異なる収入源により生活を営んでいる方）としてください。同一世帯から2名を連帯保証人にすることはできません。
- (3) 契約締結後、一般社団法人長野県畜産会から修学資金の給付が開始されます。
- (4) 詳細な手続きの内容については、給付の決定通知時にお知らせします。

6 修学資金の給付の条件

- (1) 下記のアからオのいずれかに該当しないこと。
 - ア 退学すること。
 - イ 獣医学以外を専攻すること。
 - ウ 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められること。
 - エ 学業成績又は性行が著しく不良になったと認められること。
 - オ その他修学資金の給付の目的を達成する見込みがなくなると認められること。
- (2) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得すること。
- (3) 獣医師免許を取得後、1年以内又は給付契約に定める返還債務の履行の猶予の限度内に産業動物獣医師として就業予定先に就業すること。
- (4) 給付契約に定める返還債務の履行の猶予の限度を超えて、家畜衛生等に係る技術協

力で海外に派遣されないこと、または就業予定先の都合（人事異動を含む。）により産業動物獣医師としての業務以外の業務に従事しないこと。

(5) 獣医師免許を取得後、修学資金給付期間（給付の休止に係る期間を除く。以下同じ）に以下に掲げる期間の区分に応じて係数を掛けた期間以上、県内で産業動物獣医師として従事すること。

ア 修学資金の給付月額が 50,000 円以下の給付期間は、係数を 4 分の 5 とする。

イ 修学資金の給付月額が 50,000 円を超え、120,000 円以下の給付期間は、係数を 2 分の 3 とする。

ウ 修学資金の給付月額が 120,000 円を超える給付期間は、係数を 3 分の 5 とする。

7 修学資金の返還と免除について

(1) 給付者が 6 の条件に違反したとき又は修学資金の給付を受けることを辞退したときは、給付契約を解除し、給付した修学資金及び加算金（年 10.95%）を返還する。

(2) 返還が免除される要件

以下のいずれかに該当するに至った場合は修学金の返還が免除される。

ア 死亡、事故又は心身の故障のため、産業動物獣医師として従事することができなくなったとき。

イ 県のやむを得ない事情により産業動物獣医師として従事できなくなった場合。

ウ その他知事が特に認めた場合。

8 注意事項

(1) 修学資金の給付決定は、産業動物獣医師としての採用を決定するものではありません。別途実施される採用試験を受験し、合格することが必要となります。

(2) 長野県獣医師確保修学資金給付事業と同等の趣旨で実施している都道府県、市町村、団体等の修学資金給付制度の契約をしている方は応募できません。

9 問い合わせ先

〒380-8570

長野県長野市南長野幅下 692-2 長野県農政部園芸畜産課防疫・衛生係

電話：026-235-7232 FAX：026-235-7481

Eメール：kachiku-boeki@pref.nagano.lg.jp

長野県知事 様

応募者氏名

長野県獣医師確保修学資金の給付を受けたいので、関係書類を添えて応募します。

ふりがな 氏 名		在籍大学名称 (学部、学科名まで 記載)	
生年月日	年 月 日生	入学年月日 卒業予定年月日	年 月 日 年 月 日
本籍地	都道府県	給付開始時の学年	年生
現住所	〒 電話番号： E-mail：		
家族の住所 (現住所と異なる場合記載)	〒 電話番号：		
他奨学金等の受給状況 ※他都道府県の獣医師修学資金を受給している場合は、応募できません	受給の有無 無 ・ 有 (どちらかを○で囲む) 団体名 (独)日本学生支援機構・その他 () 返済義務の有無 無 ・ 有 (どちらかを○で囲む)		
長野県内において、産業動物の診療・家畜衛生指導等の獣医療業務に従事する意思 (卒業後の進路希望) (1～4のいずれかを○で囲む)			
1 長野県内で個人開業をして産業動物獣医師として診療業務を行いたい			
2 長野県内の農業共済組合等に就職し、産業動物獣医師として診療業務を行いたい			
3 長野県農政部(家畜保健衛生所等)の職員として産業動物分野で従事したい			
4 その他 ()			

様式1号の添付資料1-①（履歴書）

履 歴 書

（令和 年 月 日現在）

ふりがな 氏 名	生年月日 昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)	写真を添付 縦×横＝ 4cm×3cm
本籍地 (都道府県 名のみ記入)	性 別 男 ・ 女 (どちらかを丸で囲う)	
年 月	学歴・職歴	
年 月	免許・資格	取得年月日
所属する研究室等名称（得意な学科）		
長所・短所		
長野県との関係 ^(※)		

※記載内容例：〇〇市に祖父母が在住、〇〇地域に旅行に行った時に〇〇が好きになり住んでみたいと思った等

